

議案第46号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成28年3月31日限り美祢市萩市競艇組合を脱退させ、平成28年4月1日から、岩国地区消防組合及び宇部・山陽小野田消防組合を加入させ、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による機関の設置及び当該機関の権限に関する事務を加え、山口県市町総合事務組合同規約（平成18年指令平18市町第815号）第3条第6号に規定する事務を共同処理する団体に宇部市、山口市、防府市、美祢市、周南市及び山陽小野田市を加え、同条第7号に規定する事務を共同処理する団体に美祢市及び周南市を加えること及びこれに伴い同組合同規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月22日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

第3条に次の1号を加える。

(11) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による機関の設置及び当該機関の権限に関する事務

第11条の次に次の1条を加える。

（行政不服審査会）

第11条の2 組合に、第3条第11号に規定する事務を行うため、山口県市町行政不服審査会（以下「行政不服審査会」という。）を置く。

- 2 行政不服審査会は、3人の委員をもって組織する。
- 3 行政不服審査会の委員は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 4 行政不服審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 管理者は、第3項の規定により選任された委員の氏名及び経歴等を関係組合市町等の長に通知しなければならない。
- 6 行政不服審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、行政不服審査会を代表する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 行政不服審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 10 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 11 会議は、3人の委員が出席しなければ、開くことができない。ただし、会議を開かなければ審査関係人（行政不服審査法第74条に規定する審査関係人をいう。）の利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。
- 12 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 行政不服審査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 14 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が任命する。
- 15 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 16 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。
- 17 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 18 行政不服審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

19 前各項に定めるもののほか、行政不服審査会の運営について必要な事項は、会長が行政不服審査会に諮って定める。

別表第1中「、美祢市萩市競艇組合」を削り、「、柳井地域広域水道企業団」の次に「、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合」を加える。

別表第2の6の項中「下松市」の前に「宇部市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、山口市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、防府市、」を加え、「、柳井市」の次に「、美祢市、周南市、山陽小野田市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）」を加え、同表の7の項中「、柳井市」の次に「、美祢市、周南市」を加え、同表の8の項中「、美祢市萩市競艇組合」を削り、同表の10の項の次に次の項を加える。

<p>11 第3条第11号に規定する事務</p>	<p>下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合</p>
--------------------------	--

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の職員

団体名	対象とする非常勤の職員
宇部市	<p>1 地方公務員法第22条第5項の規定により任用された臨時職員</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により任用された臨時職員</p>

	3 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
山口市	1 地方公務員法第22条第5項の規定により任用された臨時職員 2 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により任用された臨時職員 3 山口市非常勤職員任用事務要領の規定により任用された嘱託職員
山陽小野田市	山陽小野田市臨時職員等の給与に関する規則に規定される臨時職員

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

山口県市町総合事務組合格約 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務のうち、別表第2の右欄に掲げる組合市町等に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定による機関の設置及び当該機関の権限に関する事務</u></p> <p><u>(行政不服審査会)</u></p> <p><u>第11条の2 組合に、第3条第11号に規定する事務を行うため、山口県市町行政不服審査会(以下「行政不服審査会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 行政不服審査会は、3人の委員をもって組織する。</u></p> <p><u>3 行政不服審査会の委員は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。</u></p> <p><u>4 行政不服審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 管理者は、第3項の規定により選任された委員の氏名及び経歴等を関係組合市町等の長に通知しなければならない。</u></p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務のうち、別表第2の右欄に掲げる組合市町等に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

- 6 行政不服審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、行政不服審査会を代表する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 行政不服審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 10 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 11 会議は、3人の委員が出席しなければ、開くことができない。ただし、会議を開かなければ審査関係人（行政不服審査法第74条に規定する審査関係人をいう。）の利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。
- 12 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 行政不服審査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 14 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が任命する。
- 15 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 16 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。
- 17 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏

らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

18 行政不服審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の
続は、公開しない。

19 前各項に定めるもののほか、行政不服審査会の運営につ
いて必要な事項は、会長が行政不服審査会に諮って定める。

別表第1 組合を組織する地方公共団体（第2条関係）

山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合

別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 (略)	(略)
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)

別表第1 組合を組織する地方公共団体（第2条関係）

山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合、美祢市萩市競艇組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合

別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 (略)	(略)
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)

4 (略)	(略)
5 (略)	(略)
6 第3条第6号に規定する事務	宇部市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合

4 (略)	(略)
5 (略)	(略)
6 第3条第6号に規定する事務	下松市、光市、長門市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合

7 第3条第7号に規定する事務	下松市、光市、長門市、柳井市、 <u>美祢市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町</u>
8 第3条第8号に規定する事務	下松市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
9 (略)	(略)
10 (略)	(略)
11 第3条第11号に規定する事務	<u>下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、</u>

7 第3条第7号に規定する事務	下松市、光市、長門市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
8 第3条第8号に規定する事務	下松市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合、 <u>美祢市萩市競艇組合</u> 、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
9 (略)	(略)
10 (略)	(略)

田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合

別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の職員

団体名	対象とする非常勤の職員
宇部市	<u>1 地方公務員法第22条第5項の規定により任用された臨時職員</u> <u>2 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により任用された臨時職員</u>

	<u>3 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員</u>
<u>山口市</u>	<u>1 地方公務員法第22条第5項の規定により任用された臨時職員</u> <u>2 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により任用された臨時職員</u> <u>3 山口市非常勤職員任用事務要領の規定により任用された嘱託職員</u>
<u>山陽小野田市</u>	<u>山陽小野田市臨時職員等の給与に関する規則に規定される臨時職員</u>